

幕別町強靱化計画



令和3年12月

幕別町

【目 次】

第1章 はじめに

- 1 計画の策定趣旨 2
- 2 計画の位置付け 3
- 3 「幕別町地域防災計画」と本計画の関係 4

第2章 幕別町強靱化の基本的考え方

- 1 幕別町強靱化の目標 5
- 2 本計画の対象とするリスク 5

第3章 脆弱性評価と施策プログラム

- 1 脆弱性評価の考え方 8
- 2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定 9
- 3 評価の実施手順 10
- 4 施策プログラム策定の考え方 10
- 5 施策プログラムの推進 10
- 6 リスクシナリオ別の脆弱性評価・施策プログラム 12

第4章 計画の進捗管理

- 1 計画の推進期間等 37
- 2 計画の推進方法 37

第1章 はじめに

1 計画の策定趣旨

平成23年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなりました。

また、幕別町においても、太平洋沖における大規模な地震・津波の発生が高い確率で想定されているほか、過去の経験から、豪雨・豪雪などの自然災害に対する備えが喫緊の課題となっています。

こうした中、国においては、平成25年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、平成26年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定され、策定から5年が経過した令和元年12月には国土強靱化を取り巻く社会情勢の変化や策定後の災害から得られた知見などを反映した基本計画の見直しとともに、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定されたほか、令和3年度からは、国土強靱化の加速化・深化を図るため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が進められています。

北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、平成27年3月に「北海道強靱化計画」を策定したところであり、5年が経過した令和2年3月には直近の自然災害から得られた知見などを踏まえ改定がなされるなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきました。

この間、幕別町においても、東日本大震災や平成28年豪雨災害、平成30年胆振東部地震等の教訓を踏まえ、「幕別町地域防災計画」の見直しをはじめ、防災・減災のための取組を強化してきたところでもあります。

本町における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、幕別町の強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の持続的な成長を実現するために必要であるのみならず、国・北海道全体の強靱化を進める上でも不可欠な課題であり、国、北海道、民間事業者、町民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速していく必要があります。

こうした基本認識のもと、幕別町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「幕別町強靱化計画」を策定します。

なお、本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の主にゴール9（産業と技術革新の基盤をつくろう）、11（住み続けられるまちづくりを）の達成に資するものとします。



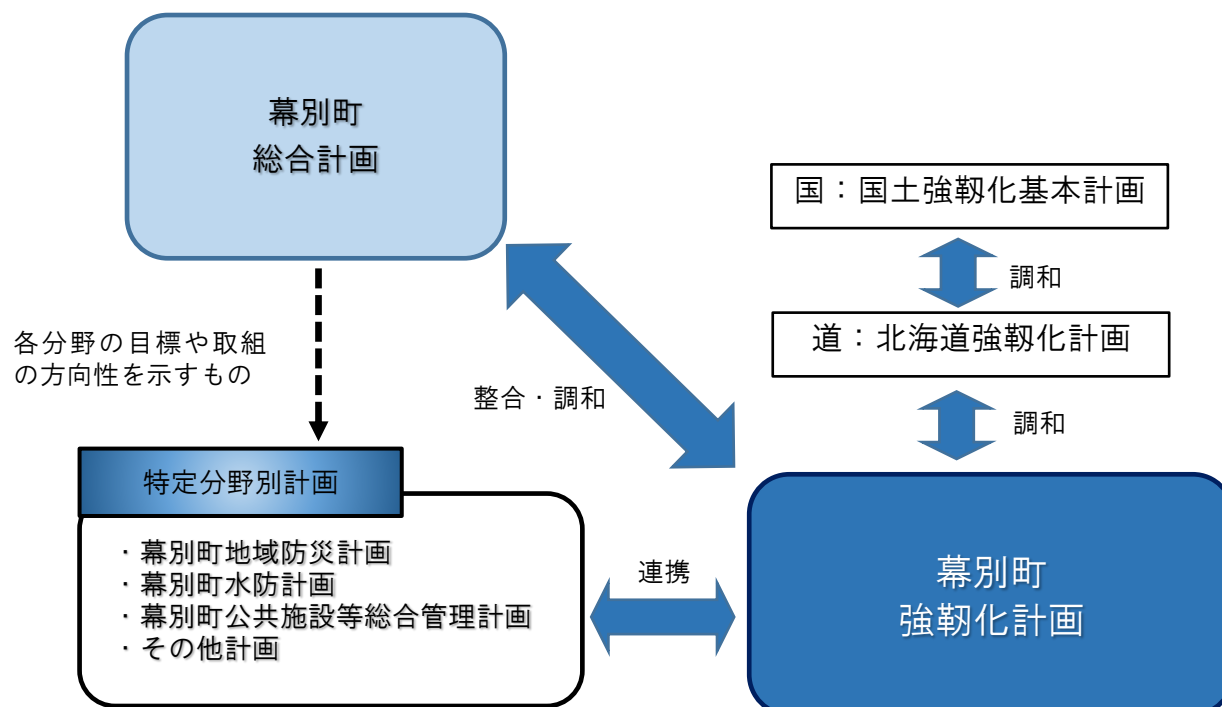
※ 持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : S D G s）

2015 年 9 月に国連サミットで採択された、2030 年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、17 のゴール（目標）とそれぞれの下により具体的な 169 のターゲットがあります。

全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、N G O、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に総合的に取り組むもの。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられています。このため、幕別町の総合計画や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進します。



3 「幕別町地域防災計画」と本計画の関係

本町における災害への取組について定めた計画としては、既に「幕別町地域防災計画」があります。

地域防災計画は、地震や洪水など、災害の種類ごとに防災に関する業務等を定めるものであり、災害対策を実施する上での予防や発災後の応急対策、復旧等に視点を置いた計画となっています。

これに対し、本計画は、平時の備えを中心に、まちづくりの視点を合わせたハード・ソフト両面での包括的な計画となります。

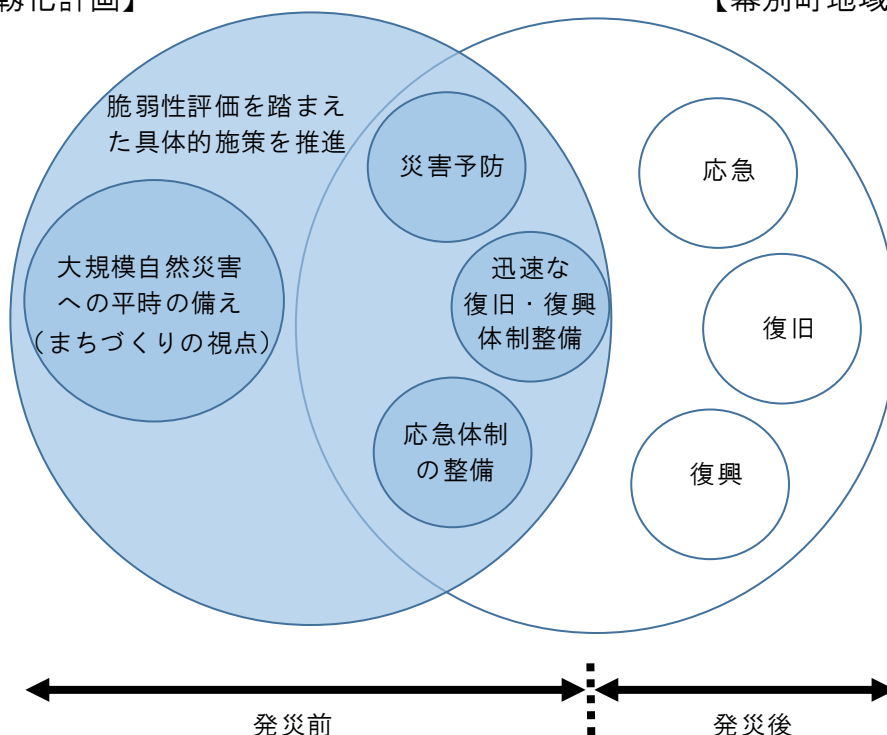
両計画は、互いに密接な関係をもちつつ、災害発生前後の必要な対応について定めるものであります。

【地域防災計画との関係イメージ】

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	自然災害全般を想定し地域社会の強靱化	被害の種類ごとの発生時の対応力の強化
対象フェーズ	災害発生前	災害発生前・発生時・発生後
施策の設定方法	人命保護や被害最小化などを図るため、最悪の事態を回避する施策	予防・応急・復旧などの具体的対策
指標	○	—
根拠法	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法	災害対策基本法

【幕別町強靱化計画】

【幕別町地域防災計画】



第2章 幕別町強靱化計画の基本的考え方

1 幕別町強靱化の目標

幕別町強靱化の意義は、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の重要な社会経済機能を維持することに加え、本町がもつポテンシャルを活かしたバックアップ機能を強化し、国及び北海道全体の強靱化に積極的に貢献していくことにあります。

また、本町の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組であります。

こうしたことから、人口減少対策や地域活性化など本町が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本町の持続的成長につながるものである必要があります。

幕別町の強靱化は、こうした見地から、本町のみならず国家的な課題として、国、道、市町村、民間がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要があります。

以上の考え方を踏まえ、幕別町強靱化を進めるに当たっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護が最大限図られること」、「国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること」、「国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や、北海道強靱化計画に掲げる「大規模自然災害から道民の生命・財産と北海道の社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」「北海道の持続的成長を促進する」という3つの目標に配慮しつつ、次の3つを幕別町独自の目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとします。

幕別町強靱化の目標

- (1) 大規模自然災害から町民の生命・財産と幕別町の社会経済システムを守る
- (2) 幕別町の強みを活かし、国・北海道全体の強靱化に貢献する
- (3) 幕別町の持続的成長を促進する

2 本計画の対象とするリスク

幕別町国土強靱化の対象となるリスクは、「北海道強靱化計画」が、広域に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなども踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とします。

また、大規模自然災害の範囲については、目標(1)に掲げる「町民の生命・財産と幕別町の社会経済システムを守る」という観点から、幕別町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、さらに、目標(2)に掲げる「国・北海道全体の強靱化に貢献する」という観点から、町外における大規模自然災害についても、幕別町として対応すべきリスクの対象とします。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被害想定など災害事象ごとの概略を次に提示します。

2-1 幕別町（北海道）における主な自然災害リスク

（１）地震・津波

- 大地震の発生確率
今後30年間に震度6以上の地震が発生する確率は23%（帯広市）
※ 全国地震動予測地図2020版
- 幕別町に大きな影響を及ぼす可能性がある地震
海溝型地震（千島海溝沿い）
 - ・ 超巨大地震 マグニチュード8.8程度以上
 今後30年以内の発生確率7～40%
 - ・ 十勝沖地震 マグニチュード8.0～8.6程度
 今後30年以内の発生確率10%程度
- 内陸型地震
 - ・ 十勝平野断層帯主部 マグニチュード8.0以上
 今後30年以内の発生確率0.1～0.2%
- 太平洋沿岸における津波浸水想定
最大浸水想定面積（幕別町） 108ha
最大津波高（大樹町） 12.6m～19.9m
最大津波到達時間（大樹町） 35分～39分
※ 令和3年7月公表 北海道防災会議

（２）豪雨／暴風雨／竜巻

- 過去30年の台風接近数は、年平均2個（全国平均約6個）と比較的少ないが、これまでも1981年の低気圧前線と台風による大水害をはじめ、前線性降雨や台風による浸水被害等が道内各所で発生しており、また、近年においては、集中豪雨による災害が頻繁に発生
- 特に2016年8月中旬以降に本道に接近・上陸した一連の台風（7号・9号・10号・11号）に伴う大雨や強風等によって、全道各地で甚大な被害が発生（死者4人・行方不明者2人、住宅被害は、全壊39棟、半壊113棟）
 - ※ 幕別町でも被害が発生（住宅被害は、床上浸水33棟、床下浸水18棟）
- 将来の降雨の変化等に関する評価
（2019年10月 気候変動を踏まえた治水計画に係る技術検討会）
 - ・ 全国平均に比べ降雨量の増加率が高いとの予測
- 1991年から2017年の間に、47の竜巻等突風が発生
 - ・ 2006年、佐呂間町で発生した竜巻では、9名の死者が発生

（３）豪雪／暴風雪

- 積雪寒冷地域である北海道では、大雪や雪崩、吹雪により交通障害や家屋の倒壊、人的被害が頻繁に発生
- 2013年には、道東を中心とした暴風雪により、9名の死者が発生

2-2 北海道外における主な自然災害リスク

(1) 首都直下地震

- 発生確率 … M7クラス、30年以内に70%
- 被害想定 … 死者2.3万人、負傷者12.3万人、避難者720万人、
建物全壊61万棟、経済被害95.3兆円、被害範囲1都8県

(2) 南海トラフ地震

- 発生確率 … M8～9クラス、30年以内に70～80%程度
- 被害想定 … 死者23.1万人、負傷者52.5万人、避難者880万人、
建物全壊209.4万棟、経済被害213.7兆円、
被災範囲40都府県（関東、北陸以西）

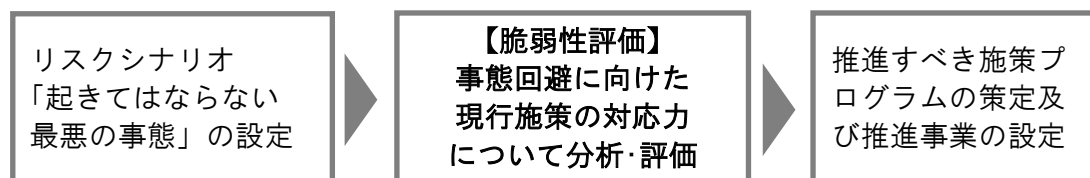
第3章 脆弱性評価と施策プログラム

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されています。

幕別町としても、本計画に掲げる幕別町強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施しました。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク】

- ・ 過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施
- ・ また、国土強靱化への貢献という観点から、町内の大規模自然災害に加え、首都直下地震や南海トラフ地震など町外における大規模自然災害のリスク低減に向けた本町の対応力についても、併せて評価

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など本町の地域特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、本町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つのカテゴリーと20の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

【リスクシナリオ 20の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5 暴風雨及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
		1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2	救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺
3	行政機能の確保	3-1 町内外における行政機能の大幅な低下
4	ライフラインの確保	4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
		4-2 食料の安定供給の停滞
		4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
		4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5	経済活動の機能維持	5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
		5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下
6	二次災害の抑制	6-1 農地・森林等の被害による国土の荒廃
7	迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

3 評価の実施手順

前項で定めた 20 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行いました。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用しました。

4 施策プログラム策定の考え方

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本町のみならず、国、北海道、民間企業・団体それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行います。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、20 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに取りまとめました。

- ▶ 当該施策プログラムの推進に関わる取組主体（国、道、町、民間の 4 区分）を末尾に [] 書きで記載
- ▶ 施策プログラムは、複数の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）に対応するものもあるが、最も関わりのあるカテゴリーに掲載することとし、再掲はしていません。

5 施策プログラムの推進

施策プログラムの推進に当たり、本町が主体となって実施する事業等を推進事業として設定するとともに、可能な限り数値目標を設定します。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、国や北海道が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、北海道、民間企業・団体等の各関係者が共有する「努力目標」と位置づけます。

また、「幕別町総合計画」で掲げる「協働と交流で住まいる」、「特色ある産業で住まいる」、「人がいきいき住まいる」、「豊かな学びと文化、スポーツで住まいる」、「自然との調和で快適な住まいる」という基本目標の実現を図るとともに、本町の強靱化を北海道・国の強靱化へとつなげるため、「幕別町総合計画」の方向に沿った取組と調和を図ります。

【強靱化のための施策プログラム】

カテゴリー		リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	施策プログラム (リスクシナリオを回避するための施策)
1	人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生	1-1-1 住宅、建築物等の耐震化
			1-1-2 建築物等の老朽化対策
			1-1-3 避難所の指定・整備・普及啓発
			1-1-4 緊急輸送道路等の整備
			1-1-5 防火対策・火災予防
		1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生	1-2-1 警戒避難体制の整備（土砂災害）
		1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生	1-3-1 警戒避難体制の整備（津波災害）
		1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水	1-4-1 洪水ハザードマップの作成
			1-4-2 河川改修等の治水対策
		1-5 暴風雨及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生	1-5-1 除雪体制の確保
		1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大	1-6-1 積雪寒冷を想定した避難所等の対策
			1-7-1 関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化
			1-7-2 住民等への情報伝達体制の強化
			1-7-3 外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策
2	救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止	1-7-4 防災教育推進
			2-1-1 支援物資の供給等に係る連携体制の整備
		2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞	2-1-2 非常用物資の備蓄促進
			2-2-1 防災訓練等による救助・救急体制の強化
			2-2-2 自衛隊体制の維持・拡充
			2-2-3 救急活動等に不可欠な情報基盤、資機材の整備
		2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺	2-3-1 防疫対策
			2-3-2 避難所等の生活環境の改善、健康への配慮
			2-3-3 災害時における福祉的支援
			3-1-1 災害対策本部機能等の強化
3	行政機能の確保	3-1 町内外における行政機能の大幅な低下	3-1-2 業務継続体制の整備
			4-1-1 再生可能エネルギーの導入拡大
4	ライフラインの確保	4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止	4-1-2 避難所等への石油燃料供給の確保
			4-2-1 食料生産基盤の整備
		4-2 食料の安定供給の停滞	4-2-2 道産食料品の販路拡大
			4-3-1 水道施設等の防災対策
		4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止	4-3-2 下水道施設等の防災対策
			4-4-1 道路施設の防災対策
		4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止	4-4-2 鉄道の機能強化
			5-1-1 リスク分散を重視した企業立地等の促進
5	経済活動の機能維持	5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞	5-1-2 企業の業務継続体制の強化
			5-1-3 被災企業等への金融支援
		5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下	5-2-1 陸路における流通拠点の機能強化
6	二次災害の抑制	6-1 農地・森林等の被害による国土の荒廃	6-1-1 森林の整備・保全
			6-1-2 農地・農業水利施設等の保全管理
7	迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ	7-1-1 災害廃棄物処理体制の整備
			7-1-2 地籍調査の実施
			7-1-3 仮設住宅など生活基盤等の迅速な確保
		7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足	7-2-1 災害対応に不可欠な建設業との連携

カテゴリー1 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

1-1-1 住宅、建築物等の耐震化

脆弱性評価

- ▶ 住宅・建築物の耐震化については、耐震改修促進法改正により一定規模の建築物に対する耐震診断が義務付けられたことなども踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 「幕別町耐震改修促進計画」に定める住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、関係機関が連携したきめ細やかな対策を実施する。[国、道、町、民間]

【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
多数利用建築物の耐震化率	100%（R2）	現状を維持する	都市計画課
住宅の耐震化率	85.1%（H28）	95%	都市計画課
幕別町耐震改修促進計画の策定状況	策定済（H29改定）	必要に応じて改定する	都市計画課

1-1-2 建築物等の老朽化対策

脆弱性評価

- ▶ 公共施設の老朽化対策については、維持管理や保守、更新等必要な取組を進めているが、今後、更新時期を迎える建築物が多数見込まれることから、「幕別町公共施設等総合管理計画」及び各施設管理者が策定する個別施設計画に沿った維持管理等を適切に行う必要がある。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 公共施設の老朽化対策について、「幕別町公共施設等総合管理計画」及び個別施設計画等に基づいて、計画的な維持管理や施設の更新を実施する。[国、道、町、民間]

【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
公共施設等総合管理計画の策定状況	策定済（H29）	必要に応じて改定する	総務課
個別施設計画の策定状況	策定済：8施設分類 未策定：9施設分類	取組を推進する	総務課

※ 本町の公共施設等総合管理計画では、公共施設を「町民文化系施設」、「社会教育系施設」、「スポーツ・レクリエーション系施設」、「産業系施設」、「学校教育系施設」、「子育て支援施設」、「保健・福祉施設」、「医療施設」、「行政系施設」、「公営住宅等」、「公園（建築物のみ）」、「その他」の12の種類に分類し、また、インフラ施設を「道路」、「橋りょう」、「上水道」、「下水道」、「公園（公園数・面積）」の5種類に分類しており、合計で17種類に分類しています。

1-1-3 避難場所の指定・整備・普及啓発

脆弱性評価

- ▶ 指定緊急避難場所や指定避難所について、その適切性を確保するため、想定される災害や規模、態様などに応じた見直しを行う必要がある。
- ▶ 長期化する災害時に、高齢者や障がい者等の要配慮者の安全確保を図るために必要な福祉避難所について、安心・安全に避難所での生活が送れるよう環境を整備する必要がある。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 災害対策基本法に基づいて指定する指定緊急避難場所や指定避難所について、整備の状況や収容人数、安全性、管理の状況など、その適切性を確保するため、不断の見直しを行うとともに、地域の実情に応じた避難所運営マニュアルを作成し、自主防災組織等の住民が主体となった運営体制の構築に向けた支援を実施する。[町]
- ▶ 福祉避難所において、高齢者や障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、防災協定等を活用した福祉用具等の供給など、必要な対策を講じる。[町]

【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
緊急避難場所の指定状況	70 施設（R3）	必要に応じて改定する	防災環境課
指定避難場所の指定状況	35 施設（R3）	必要に応じて改定する	防災環境課
福祉避難所の指定状況	13 施設（R3）	必要に応じて改定する	防災環境課
避難所運営マニュアル作成状況	作成済（H27）	必要に応じて改定する	防災環境課

1-1-4 緊急輸送道路等の整備

脆弱性評価

- ▶ 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や北海道と連携を図り整備を推進する必要がある。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、計画的な整備、耐震化、維持管理を推進する。[国、道、町]

【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
緊急輸送道路の指定状況	66 路線/175km（R2）	必要に応じて見直し、変更を行う	土木課

1-1-5 防火対策・火災予防

脆弱性評価

- ▶ 火災の未然防止や被害低減を図るため、引き続き、関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取組を推進する必要がある。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 住宅用火災警報器などの普及や火災予防運動を通じた啓発活動など火災予防の取組を促進する。[国、道、町]

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

1-2-1 警戒避難体制の整備（土砂災害）

脆弱性評価

- ▶ 北海道の土砂災害警戒区域の指定状況は、11,807 箇所の危険箇所に対し、指定済みが 10,460 箇所（令和3年8月末時点）と、全国と比べて遅れている状況にあり、未指定箇所の指定に向けて更なる取組が必要である。本町では、土砂災害警戒区域の指定対象となる 52 箇所のうち、令和3年8月末時点で 51 箇所の指定となっている。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 土砂災害による被害の低減に向け、土砂災害警戒区域等の指定状況等について住民周知を図るとともに、本町の土砂災害警戒区域の指定対象のうち未指定の 1 箇所について、区域の指定を推進する。[道、町]

【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
土砂災害警戒区域等の指定	51 箇所（R3年7月末）	52 箇所（R3）	防災環境課
土砂災害危険箇所マップの作成・公表	作成済（R2）	必要に応じて改定する	防災環境課

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

1-3-1 警戒避難体制の整備（津波災害）

脆弱性評価

- ▶ 令和3年7月に新たな津波浸水想定が公表されたことにより、津波ハザードマップや「幕別町地域防災計画」（地震・津波防災計画編）について必要な見直しが求められる。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 新たな津波浸水想定公表に併せ、現行の津波ハザードマップの改訂を行う。[道、町]

【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
津波ハザードマップの作成・公表	作成済（R2）	適宜改定する	防災環境課

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

1-4-1 洪水ハザードマップの作成

脆弱性評価

- ▶ 国や北海道による洪水浸水想定区域図の見直しなどの情勢変化に応じ、適宜、洪水ハザードマップの見直しをする必要がある。
- ▶ 要配慮者の生命及び身体を守るべく、町内対象施設における避難確保計画を策定する必要がある。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 洪水ハザードマップの見直しを適宜実施するとともに、避難の実効性を高めるための情報発信の強化を図る。[国、道、町]
- ▶ 「幕別町地域防災計画」で定めている要配慮者利用施設のうち、洪水による浸水が想定される区域にある施設について、避難確保計画を策定する。幕別町においては、休業している1施設を除いて41施設のうち40箇所策定済みであることから、残り1施設についても策定について支援を行う。[町]

【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
洪水ハザードマップの作成・公表	作成済（R2）	必要に応じて改定する	防災環境課
避難確保計画の策定	40施設（R3）	42施設	防災環境課

1-4-2 河川改修等の治水対策

脆弱性評価

- ▶ 国、北海道、市町村では、それぞれの管理河川において、治水対策を行ってきたが、近年の浸水被害を受けた河川や市街地を流れる河川等の改修を重点化するなど、今後一層の効果的・効率的な整備を進める必要がある。
- ▶ 河川管理施設については、老朽施設の補修等を計画的に行っているが、施設設置後の計画年数により老朽施設が増加傾向にあることから、計画的な老朽化対策や施設の適切な維持管理が必要である。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 河川の掘削、築堤の整備などの治水対策について、近年の大雨災害等を勘案した重点的な整備を推進する。[国、道、町]
- ▶ 樋門・樋管、ダム、排水機場等の河川管理施設について、それぞれの必要な治水機能確保するため、施設の改良整備や老朽化対策、施設の維持管理を適切に実施する。[国、道、町]

1-5 暴風雨及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

1-5-1 除雪体制の確保

脆弱性評価

- ▶ 各道路管理者（国、北海道、市町村）において管理道路の除排雪事業を進めているほか、豪雪等の異常気象時においては、各管理者による情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、除雪機械の老朽化や雪堆積場の確保、除雪機械のオペレータ不足など、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題を抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要である。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 各道路管理者の管理水準に基づく適切な除排雪を推進するとともに、豪雪等の異常気象時に備え、道路管理者間の情報共有を図り、除雪車両や雪堆積場の迅速な貸付など相互支援体制を強化する。また、冬季における被害の拡大を防ぐため、緊急輸送道路や避難路の除雪を強化する。[国、道、町]
- ▶ 将来的にも安定的な除雪体制の確保が図られるよう、除雪機械の計画的な更新、増強を図る。[国、道、町、民間]

【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
除雪路線距離数	651.8km（R3）	実情に応じて見直しを行う	土木課
除排雪作業車確保台数	72台（R3） （うち官貸車17台）	現状を維持する	土木課

1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

1-6-1 積雪寒冷を想定した避難所等の対策

脆弱性評価

- ▶ 積雪や低温など冬の厳しい自然条件を想定し、暖房器具等の備蓄など避難所等における防寒対策に取り組む必要がある。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 避難所等における防寒対策として、灯油ストーブやジェットヒーター、毛布等を備蓄するほか、防災協定により必要な資機材の供給体制を確立する。[町]

【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
暖房機器等の備蓄	ポータブルストーブ (70 台) ジェットヒーター (18 台) 発電機 (54 台) 毛布 (3,353 枚) 防寒シート (382 枚)	現時点で「幕別町防災備蓄計画」に定めている必要数に達しているため、今後の被害想定の見直し等により改定する。	防災環境課
防災備蓄計画の策定	令和3年2月改定	必要に応じて改定する	防災環境課

1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

1-7-1 関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化

脆弱性評価

- ▶ 現在、北海道においては「地域防災情報共有推進会議」、「北海道大規模災害対応連絡会」などにより、関係行政機関の防災情報の共有化が進められており、今後も被害軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互の連絡体制を強化する必要がある。
- ▶ 防災気象情報や避難情報などの災害情報について、北海道防災情報システムの運用により、北海道と情報共有を図り、住民等へ伝達しているが、今後、より迅速で確実な情報伝達を行うために、災害通信訓練等によりシステム運用をはじめとした習熟を図る必要がある。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るため、北海道防災情報システムの効果的な運用を図るとともに、災害対策本部への現地情報連絡員（リエゾン）の派遣など関係機関相互の連絡体制を強化する。[国、道、町、民間]
- ▶ 災害対策に必要な監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め等に関する情報を関係機関がリアルタイムで共有する防災情報共有システムについて、効果的な運用を一層図るため、老朽機器の更新や未整備箇所への計画的な整備を促進する。[国、道、町]
- ▶ 災害時における行政間の通信回線を確保するため、道と市町村を結ぶ総合行政情報ネットワークについて、通信基盤の計画的な更新や停電時を想定した対策を図る。[道、町]

1-7-2 住民等への情報伝達体制の強化

脆弱性評価

- ▶ 住民への災害情報の伝達方法について、従来から活用している防災情報メールや令和3年度から運用を開始している防災行政無線、防災公式LINEだけでなく、「Lアラート（災害情報共有システム）」の適切な運用など、多様な方法による災害情報の伝達体制を適切に運用・管理する必要がある。
- ▶ 各種災害に係る避難行動について、住民周知を図る必要がある。
- ▶ テレビやラジオなど既存メディアの中断や携帯電話の回線混雑時、停電時においても、住民等へ防災情報を確実に提供するため、災害情報提供の耐災害性を向上する必要がある。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 災害時に住民が安全に避難できるよう、各種災害にかかる避難指示等の発令に伴う避難行動について、最新の情報をホームページや広報紙、出前講座等を活用して住民に周知する。[町]
- ▶ 防災行政無線や防災情報メール、LINE等による住民等への災害情報の伝達のほか、Lアラートを活用したマスメディアによる迅速な情報提供など、多様な手段による災害情報の伝達体制の強化を推進する。[国、道、町、民間]

【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
防災行政無線配布率	79.4%（R3）	82%（R4）	防災環境課
防災情報メール登録者数	1,605人（R3）	1,650人（R4）	防災環境課
防災公式LINE登録者数	966人（R3）	1,500人（R4）	防災環境課

1-7-3 外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策

脆弱性評価（詳細）

- ▶ 災害発生時の避難等に支援を要する高齢者や障がい者、要介護者などに対する避難誘導などの支援が迅速かつ適切に行うことができるよう、町内における避難行動要支援者名簿の活用や具体的な避難方法等をまとめた個別計画の策定など対策を推進する必要がある。
- ▶ 災害発生時において、観光客の安全を確保し、適切に保護するため、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導など、災害から観光客を守る受入体制の整備が必要である。特に、外国人観光客については、災害情報の伝達手段が十分に整備されていない状況にあり、本町を訪れる外国人観光客の安全・安心を確保するためにも、国が策定した指針等に沿って関係行政機関が連携し、外国人向け災害情報の伝達体制を強化する必要がある。

施策プログラム

- ▶ 要介護高齢者や障がい者など災害時の避難等に支援が必要な方々に対し、迅速で円滑な支援が可能となるよう、公区長や民生委員、ケアマネージャー等の支援関係者との連携により、避難誘導・支援に関する具体的な個別避難計画の策定を推進する。[町]
- ▶ 外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達体制の強化、観光関連施設におけるハード・ソフト両面からの防災対策など、災害時における観光客の安全確保に向けた取組を推進する。[国、道、町]

【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
避難行動要支援者名簿の作成	作成済（R3）	随時更新する	防災環境課
避難行動要支援者個別計画の策定	未策定	策定に向けた取組を行う	防災環境課

1-7-4 防災教育推進

脆弱性評価

- ▶ 地域防災力の向上に向け、自主防災組織の組織率向上等に取り組む必要がある。
- ▶ 1日防災学校などを通じ、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向けた取組を進めると共に、実践的な避難訓練の実施など、一層の効果的な取組を行う必要がある。
- ▶ 退職自衛官である防災マネージャーを活用し、自衛隊をはじめとした防災関係機関や、自主防災組織等との連携を更に強化する必要がある。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施、体験型の防災教育など、学校における防災教育を推進する。[道、町]
- ▶ 防災マネージャーを中心に、自主防災組織の組織化の支援、出前講座の開催などのほか、防災士や北海道地域防災マスターなど実践活動のリーダーとの協働により、地域防災力の強化に向けた取組みを推進する。[町、民間]

【関連指標】

指 標 名	現 状 値	目 標 値	担 当 課
1 日防災学校の実施	3 校 (R 1 : 1 校) (R 3 : 2 校)	年間 2 校	防災環境課
自主防災組織組織率	43.4% (R 2)	50% (R 5)	防災環境課

カテゴリー2 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

2-1-1 支援物資の供給等に係る連携体制の整備

脆弱性評価

- ▶ 「幕別町地域防災計画」に基づき、物資供給をはじめ、医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策に必要な各分野において、道、町、民間企業・団体等がそれぞれの間で応援協定を締結しているが、災害時において、これらの協定の効率的な活動を確保するためにも、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜行う必要がある。
- ▶ 東日本大震災や北海道胆振東部地震におけるNPOやボランティアの活動実態などを踏まえ、関係機関と連携したボランティア等の受入体制整備を促進する必要がある。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 支援物資の供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅困難など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、道、市町村、民間企業・団体等との間で締結している応援協定について、協定に基づく防災訓練など平時の活動を促進し、その実効性を確保するとともに、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜実施する。[道、町、民間]
- ▶ 災害ボランティアセンターの設置、運営について、協定を締結している幕別町社会福祉協議会との情報交換など連絡を密にし、NPOやボランティアの受入体制の強化を図る。[道、町、民間]

【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
防災関係の協定締結件数	55件（R3）	必要に応じて締結する	防災環境課

2-1-2 非常用物資の備蓄促進

脆弱性評価

- ▶ 「幕別町防災備蓄計画」を適宜見直し、非常用物資の備蓄体制の強化を図る必要がある。
- ▶ 家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応なども想定し、最低3日分の備蓄が奨励されていることから、自発的な備蓄を促進するため啓発活動に取り組む必要がある。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 「幕別町防災備蓄計画」を随時見直し、ニーズを的確に捉えた非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を推進する。[町]
- ▶ 家庭や企業等における備蓄について、防災のしおりやホームページ、広報紙、出前講座等を通じて啓発活動を強化するなど、自発的な備蓄の取組を促進する。[町、民間]

【関連指標】

指 標 名	現 状 値	目 標 値	担 当 課
備蓄食料の確保状況	アルファ米 (12,900 食) 備蓄用パン (6,384 食) 飲料水 500ml (7,741 本) 粉ミルク (9,360 g)	現時点で「幕別町防災備蓄計画」に定めている必要数に達しているため、今後の被害想定の見直し等により改定する。	防災環境課
防災備蓄計画の策定（再掲）	令和3年2月改定	必要に応じて改定する	防災環境課

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

2-2-1 防災訓練等による救助・救急体制の強化

脆弱性評価

- ▶ 道内の防災関係機関で構成する「北海道防災会議」を中心に、「幕別町地域防災計画」の推進や防災総合訓練など関係行政機関の連携を図っており、今後も防災訓練などの機会を通じ、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 道内の関係機関で構成する北海道防災会議による防災総合訓練をはじめ各種防災訓練を通じ、消防、警察、自衛隊をはじめとする官民の防災関係機関の連携を強化し、救助・救急活動にかかる災害対応の実行性を確保する。[国、道、町、民間]

2-2-2 自衛隊体制の維持・拡充

脆弱性評価

- ▶ 東日本大震災には、陸上自衛隊北部方面隊から最大1万3千人（述べ83万人）の人員が被災地に派遣されるなど、被災地支援に大きな役割を担ったところであり、今後道内外における大規模自然災害時に備え、本道の自衛隊が果たしうる役割や訓練環境に優れた本道の地理的特性等を踏まえ、道内各地域に配備されている部隊、装備、人員の確保など、本道の自衛隊体制の維持・拡充を図る必要がある。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛隊について、道内各地に配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、道や市町村など関係機関が連携した取組を推進する。[国、道、町]

2-2-3 救急活動等に不可欠な情報基盤、資機材の整備

脆弱性評価

- ▶ とちぎ広域消防事務組合の消防救急無線のデジタル化は整備済みであり、今後は、計画的な機器更新を行う必要がある。
- ▶ 消防の災害対応能力強化のため災害用資機材の新規購入、整備を図る必要がある。加えて消防団の装備の充実について推進する必要がある。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 防災関係機関の災害対応能力の強化に向け、とちぎ広域消防事務組合の消防救急無線の更新や警察無線中継所リンク回線の高度化、警察ヘリコプター等への映像伝送システムの搭載など情報基盤の整備を進めるとともに、警察、消防機関における災害用資機材等の更新・配備を計画的に行う。[国、道、町]

【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
消防救急無線デジタル化の整備	整備済（H27）	計画的な更新を行う	消防

2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

2-3-1 防疫対策

脆弱性評価

- ▶ 避難所において、災害時における感染症の発生やまん延を防止するために、消毒等を速やかに行う体制を整備するとともに、衛生管理など、災害時の防疫対策を推進する必要がある。更には、定期的な予防接種の推進を図る必要がある。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 避難所において、災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒を速やかに行う体制を整備するとともに、平時より定期的な予防接種による集団免疫の獲得や手洗い等の衛生行動の習慣化の促進など、災害時の防疫対策を推進する。[国、道、町]

【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
予防接種法に基づく予防接種（麻しん、風しんワクチン）の接種率	第1期 92.5%（R1） 第2期 96.6%（R1）	1期、2期ともに国の目標である95%以上を維持する。	保健課

2-3-2 避難所等の生活環境の改善、健康への配慮

脆弱性評価

- ▶ 避難所における良好な生活環境を確保するため、避難者の健康面に配慮した食事の提供や段ボールベッドなど生活環境の改善に必要な備品等の整備を進めるとともに、トイレ環境の向上を図ることが必要である。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 避難者の年齢やアレルギー等に配慮した食料、毛布やトイレットペーパー、紙おむつ等の生活必需品、照明や発電機、ジェットヒーター等の避難所運営に必要な資機材について、必要量を確保するほか、ニーズに応じて適宜見直しを行う。[国、道、町、民間]
- ▶ 避難所における感染症の発生、まん延を防ぐため、感染症対策を加えた避難所運営マニュアルに基づき、避難者等の健康管理や施設の衛生管理に取り組む。また、要支援者に必要な段ボールベッドや福祉用具等の資機材については、防災協定により迅速且つ安定的な供給の推進を図る。[道、町]

【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
災害用トイレ備蓄数	ポータブルトイレ (47個) 自動ラップ式トイレ (6個)	ポータブルトイレ (47個) 自動ラップ式トイレ (6個)	防災環境課
避難所運営マニュアル「感染症対策編」の策定	策定済(R2)	必要に応じて改定する	防災環境課

※ 段ボールベッドは災害協定により供給される予定

2-3-3 災害時における福祉的支援

脆弱性評価

- ▶ 災害発生時に、障害者や要介護者等要支援者に配慮した避難先や、支援する人材の確保が必要である。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 避難所での生活が長期化した場合において、スロープや多目的トイレ等を備えた福祉避難所を開設するほか、協定先からの人員派遣も含めた支援体制の充実を図る。[町、民間]
- ▶ 要支援者について、公区や民生委員、ケースワーカー等との連携により、避難経路や緊急連絡先、避難時に配慮しなくてはならない心身的事項、支援関係者など具体的な支援方法等を記載した個別避難計画の作成を推進する。[町、民間]

【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
災害時における福祉避難所の使用に関する協定の締結	3件(R3)	必要に応じて締結する	防災環境課
避難行動要支援者個別計画の策定(再掲)	未策定	策定に向けた取組を行う	防災環境課

カテゴリー 3 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

3-1-1 災害対策本部機能等の強化

脆弱性評価

- ▶ 防災訓練などを通じ、災害対策本部機能や実施体制の検証を行うなど、効果的なフォローアップを行う必要がある。また、「幕別町地域防災計画」の見直しを通じ、災害対策本部の機能強化を図る必要がある。
- ▶ 消防団は、地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における住民の避難誘導や災害防御など重要な役割を担っており、地域の防災力・水防力の維持・強化のため、地域住民の消防団活動の理解と活動への参加促進を図る必要がある。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 災害対策本部にかかる運用事項（職員の参集、本部の設置、避難所の開設等）について、定期的な訓練などを通じ、実施体制の検証や必要に応じた見直しを行う。[町]

【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
幕別町地域防災計画の修正	R2修正	国の防災基本計画の変更（改定）が行われた場合等、適宜修正する	防災環境課
災害対策本部設置訓練の実施	1回（R2）	毎年1回実施	防災環境課
業務継続計画の策定	策定済（R3）	必要に応じて改定する	総務課
町内の消防団員数	144人（R2）	170人（定員）	消防

3-1-2 業務継続体制の整備

脆弱性評価

- ▶ 「幕別町災害時業務継続計画」に基づき、災害対応力の向上を図る必要がある。
- ▶ 災害時においても、町の業務を遂行する上で重要な役割を担う情報システムの機能を維持・継続するため、重要システムに係るサーバーのデータセンターへの移設などの取組を計画的に進める必要がある。
- ▶ 町の業務遂行の重要な手段として利用されているＩＴ機器や情報通信ネットワークの被災に備え、ＩＴ部門の業務継続計画（ＩＴ-ＢＣＰ）を策定する必要がある。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 「幕別町災害時業務継続計画」については、組織機構の改正、業務内容や施設整備の変更があった場合には必要な改定を行う。
また、訓練等の実施や検証を通じて内容の充実化を図り、災害時における継続体制を確保する。[道、町]
- ▶ 災害時における行政情報システム機能の維持・継続を図るため、「ＩＴ部門の業務継続計画（ＩＴ-ＢＣＰ）」の策定に向けた取組を推進する。また、重要システムにかかるサーバーのデータセンターへの移設や具体的災害を想定した訓練など、情報システムの機能維持のための取組を推進する。[道、町]

【関連指標】

指 標 名	現 状 値	目 標 値	担 当 課
ＩＴ部門の業務継続計画（ＩＴ-ＢＣＰ）の策定	未策定	策定に向けた取組を行う	総務課
業務継続計画の策定（再掲）	策定済（Ｒ３）	必要に応じて改定する	総務課

カテゴリー4 ライフラインの確保

4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

4-1-1 再生可能エネルギーの導入拡大

脆弱性評価

- ▶ 北海道に豊富に賦存する再生可能エネルギーのポテンシャルを踏まえると、北海道における再生可能エネルギーの導入は今後更なる拡大が期待できることから、町としてもエネルギーの地産地消など関連施策の推進を加速する必要がある。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 幕別町における再生可能エネルギーの導入拡大に向け、エネルギーの地産地消など、関連施策を総合的に推進する。[国、道、町、民間]

4-1-2 避難所等への石油燃料供給の確保

脆弱性評価

- ▶ 災害時の避難所等への石油燃料の確保を行うため、石油販売業者との「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」を締結しているが、災害時に有効に機能するよう、平時からの情報共有など連携強化を図る必要がある。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 石油供給関連事業者と国の機関や道、市町村の間で結ばれている協定に基づき、災害時の救助・救急・災害復旧活動等に必要な車両や施設、避難所等に石油燃料が安定的に確保されるよう、協定者間による平時からの情報共有や連携を促進する。[国、道、町、民間]

【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
災害時における石油類燃料の供給等に関する協定の締結	1件（R3）	必要に応じて締結する	防災環境課

4-2 食料の安定供給の停滞

4-2-1 食料生産基盤の整備

脆弱性評価

- ▶ 北海道の農業は高い食料供給力を持っており、大規模災害により、その生産基盤が打撃を受けた場合、本道のみならず全国の食料供給に甚大な影響を及ぼすことが危惧される。また、平時はもとより、道外での大規模災害時においても、被災地をはじめ全国への食料供給を安定的に行うという重要な役割を担うことが求められる。こうした事態に備え、町としても耐震化や老朽化対策などの防災・減災対策も含め、農地や水利施設等の生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。
- ▶ 現在、厳しい経営環境の中、担い手不足や労働力の確保などの大きな課題を抱えており、災害発生時を含め、国全体の食料の安定供給に将来にわたって貢献をしていくためには、経営安定対策や担い手の育成確保など、本町の農業の持続的な発展につながる取組を効果的に推進する必要がある。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 平時、災害等を問わず全国の食料供給基地として重要な役割を担う農業が、いかなる事態においても安定した食料供給機能を維持できるよう、耐震化などの防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設等の生産基盤の整備を着実に推進する。[国、道、町]
- ▶ 大規模災害時における食料の安定供給に対応するためには、平時から十分な生産量を確保することが必要であることから、経営安定対策や担い手確保対策など、農業の体質強化に向けた持続的な取組を推進する。[国、道、町]

【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
農業算出額の北海道に占める割合※	2.13%（R2）	2.52%（R6）	農林課
認定農業者のうち法人経営体数	56 経営体（R2）	70 経営体（R6）	農林課

※市町村別農業産出額（推計）の北海道に占める幕別町の割合を算出（前年度数値）

4-2-2 道産食料品の販路拡大

脆弱性評価

- ▶ 大災害時において食料の供給を安定的に行うためには、平時においても販路の開拓、拡大等により、一定の生産量を確保していくことが必要であり、食の高付加価値化などによる農畜産物の輸出拡大の取組など、生産、加工、流通が一体となった取組を推進する必要がある。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 食の高付加価値化に向けた取組等を通じ、農産物や加工食品の販路拡大を推進する。[国、道、町、民間]

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

4-3-1 水道施設等の防災対策

脆弱性評価

- ▶ 災害時においても給水機能を確保するため、配水池や浄水施設など水道施設の耐震化や老朽化対策を進めているが、今後、更新期を迎える施設については、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理など老朽化対策を推進する必要がある。
- ▶ 水道施設が地震などにより被災した場合に備え、水道事業者において緊急時の給水拠点の確保を図るため、応急給水体制の整備を進め、防災機能の強化を図る必要がある。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 災害時においても給水機能を確保するため、配水地や浄水場など水道施設の耐震化や基幹管路の多重化などに加え、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理などの老朽化対策を促進する。[国、道、町]
- ▶ 災害時における水道施設の機能不全に備え、給水訓練の実施など、応急給水体制の整備を促進する。[国、道、町]

【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
耐震性貯水槽整備率	100%（R2）	現状を維持する	水道課

4-3-2 下水道施設等の防災対策

脆弱性評価

- ▶ 災害時においても下水道が果たす公衆衛生の確保、浸水防除、公共用水域の水質保全等の機能を速やかにかつ高いレベルで確保するため、老朽化対策や耐震化など、施設の計画的な維持管理に向けた取り組みが必要である。
- ▶ 地震時における下水道機能の確保のため、下水管渠及び農業集落排水施設等の地震対策について着実な整備が求められている。また、「幕別町ストックマネジメント計画」により今後、増大してくる老朽化施設の改築更新等を計画的に進めていく必要がある。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 災害時に備えた「下水道事業継続計画（簡易版）」を基に、下水道施設の耐震化、長寿命化計画等に基づく老朽化対策を計画的に行う。[国、道、町]

【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
下水道ストックマネジメント計画の策定	策定済（H30）	必要に応じて改定する	水道課
下水道事業継続計画（簡易版）の策定	策定済（H28）	必要に応じて改定する	水道課

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

4-4-1 道路施設の防災対策等

脆弱性評価

- ▶ 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策を着実に進めるとともに、その他の各道路施設についても、計画的な更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策について、「幕別町舗装個別施設計画」、「幕別町橋梁長寿命化修繕計画」等に基づき計画的な施設の補修・更新を行うとともに、施設の適切な維持管理を実施する。[国、道、町]

【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
舗装個別施設計画の策定	策定済（R2）	必要に応じて見直しを行う	土木課
橋梁長寿命化修繕計画の策定	策定済（H25）	必要に応じて見直しを行う	土木課

4-4-2 鉄道の機能強化

脆弱性評価

- ▶ 発災時における鉄道利用者の安全性の確保及び救援物資等の大量輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道事業者による駅舎や高架など鉄道施設の耐災害性の確保を促進する必要がある。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 災害時における鉄道利用者の安全性の確保や支援物資等の輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道施設の耐久性をはじめ耐災害性の強化に向けた取組を促進する。[国、道、町、民間]
- ▶ 国、道、市町村、鉄道事業者との適切な役割分担のもと、幹線鉄道の維持・確保に向け、必要な検討・取組を進める。[国、道、町、民間]

カテゴリー5 経済活動の機能維持

5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

5-1-1 リスク分散を重視した企業立地等の促進

脆弱性評価

- ▶ 東日本大震災以降、企業においては業務継続体制の再構築を進める中で、首都圏に立地する本社機能移転やサプライチェーンの多重化・分散化の動きが活発化しており、こうした潮流を踏まえ、リスク分散に適した本町の優位性を活かし、企業立地を促進する必要がある。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化の視点からも、企業立地に向けた取組を推進する。[国、道、町、民間]

【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
工業団地空き区画数（未売却地）	10区画（R2）	全区画売却（R7）	商工観光課

5-1-2 企業の業務継続体制の強化

脆弱性評価

- ▶ 中小企業の業務継続計画の策定を促進するため、国の共通ガイドラインや各業種・業態に合わせた策定マニュアルについて普及啓発を図るとともに、計画策定を希望する企業に対しては、その策定を支援する。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 災害時における経済活動の継続を確保するため、関係団体等との連携により、道内の中小企業等における業務継続計画の策定を促進する。[国、道、町、民間]

5-1-3 被災企業等への金融支援

脆弱性評価

- ▶ 被災企業の早期復旧と経営安定を図るため、金融支援等セーフティネットを確保し、支援制度を円滑に活用できるよう関係機関との情報共有を図る必要がある。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 被災企業等の事業継続が困難になった際、国や道の各種支援制度の情報収集に努め、関係機関への取次を迅速に行うなど、関係機関との連携によるセーフティネットの確保に向けた取組みを推進する。[国、道、町、民間]

5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下

5-2-1 陸路における流通拠点の機能強化

脆弱性評価

- ▶ 災害時における陸路での円滑な物資輸送を図るため、流通業務施設などの流通拠点の耐震化等を図る必要がある。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 災害時においても陸路における円滑な物資輸送を図るため、流通拠点の機能強化や耐災害性を高める取組を進める。[国、道、町、民間]

カテゴリー6 二次災害の抑制

6-1 農地・森林等の被害による国土荒廃

6-1-1 森林の整備・保全

脆弱性評価

- ▶ 大災害等に起因する森林の荒廃は、国全体の国土強靱化に大きな影響を与える問題となる。このため、大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する必要がある。
- ▶ 災害時における森林の多面的機能の継続的な発揮を図るため、エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を進める必要がある。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表面崩壊などの山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する。[国、道、町、民間]
- ▶ エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共存した多様な森林づくりを進める。[国、道、町、民間]

【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
町有林における人工林の面積	1,453.01ha（R2）	現状を維持する	農林課

6-1-2 農地・農業水利施設等の保全管理

脆弱性評価

- ▶ 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を維持する必要がある。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。[国、道、町]

【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
農地・農業水利施設等の地域資源を保全管理する活動組織数	14組織	現状を維持する	農林課

カテゴリー7 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

7-1-1 災害廃棄物処理体制の整備

脆弱性評価

- ▶ 早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速に処理するため、災害廃棄物処理計画の策定を進め、災害廃棄物の処理に関する体制を整備する必要がある。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、災害廃棄物処理計画の策定など、廃棄物処理体制の整備を行う。[国、道、町]

【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
災害廃棄物処理計画の策定	未策定（R3）	策定に向けた取組みを行う	防災環境課

7-1-2 地籍調査の実施

脆弱性評価

- ▶ 災害後の円滑な復旧・復興を円滑に進めるためには、地籍調査等により土地境界を明確にしておくことが重要となることから、調査等の推進を図る必要がある。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 発災後の迅速な復旧・復興を図るため、土地境界の把握に必要な地籍調査を推進する。[国、道、町]

【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
地籍調査進捗率	42.9%（R2）	100%（R54）	土木課

7-1-3 仮設住宅など生活基盤等の迅速な確保

脆弱性評価

- ▶ 被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、復旧、復興のための土地の確保や住家の被害認定調査などの業務を円滑に実施するための体制強化を図る必要がある。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、復旧、復興のための土地の確保や住家の被害認定調査などの業務を円滑に実施するための体制強化を図る。[道、町]

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

7-2-1 災害対応に不可欠な建設業との連携

脆弱性評価

- ▶ 災害時に、人命救助のための障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業とのより一層の連携を図る必要がある。
- ▶ 少子高齢化等による人手不足の中で、災害対応に不可欠な建設分野の技術者不足が顕在化していることから、災害からの復旧・復興に必要な建設業就業者の担い手確保が必要である。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 災害発生時の人命救助に伴う障害物の除去、道路交通確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、災害時における建設業との連携体制を強化する。[道、町、民間]
- ▶ 建設業就業者や技能労働者の確保は、災害時の復旧・復興に必要不可欠のため、関係機関と連携し、担い手の確保に向けた取組を推進する。[道、町、民間]

【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
災害における建設業者との協定	締結済（H27改定）	必要に応じて改定する	防災環境課

第4章 計画の進捗管理

1 計画の推進期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図る必要があることから、本計画の推進期間は概ね5年（令和3年から令和7年まで）とします。

また、本計画は、本町の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置づけるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていきます。

2 計画の推進方法

2-1 施策毎の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要であります。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていきます。

2-2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、幕別町強靱化のスパイラルアップを図っていきます。